北海道胆振総合振興局告示第 7 号

漁業法(昭和24年法律第267号)第58条において読み替えて準用する第42条第1項の規定により、北海道漁業調整規則(令和2年北海道規則第94号)第5条第1項に掲げる小型機船底びき網漁業(貝けた網漁業)(胆振総合振興局管内沖 合海域)について、その許可又は起業の認可をすべき船舶等の数及び船舶の総トン数その他制限措置並びに許可又は起業の認可を申請すべき期間を次のとおり定めた。

令和6年(2024年)1月31日

北海道知事 鈴木 直道

		制限措置					
(1)漁業種類	(2)操業区域	(3)漁業時期	(4)許可又は起業 の認可をすべき船 舶等の数		(6)漁業を営む者の資格	許可又は起業の認可 を申請すべき期間	備 考
小型機船底びき網漁業 (ほたてがい)	胆海共第5号共同漁業権 漁場区域	4月1日から翌年3月31日まで。 ただし、上記期間のうち行使承認証に記載された操業期間とする。		満。 ただし、操業区域 とする共同漁業 権行使規則にお いて、対象とする	2. 操業区域に対象とする 魚種を内容とする共同漁業 権漁場区域を含む場合は、 当該漁業権又は組合員行	令和7年1月31日まで ただし、令和6年3 月1日以降の申請に あっては、毎月末時点 において提出のあった 申請をとりまとめ 上、審査を行う。	2. この公告に係る起業の認可の有効期間は、6ヶ月以内とする。 3. この公告に係る申請書の提出先は、胆振総合振興局水産課とする。 4. この公告に係る許可には、おおむね次に掲げる内容の条件を付けることがある。
同上	胆海共第11号共同漁業 権漁場区域及び室蘭港 港湾区域		20隻以内	同上	同上	同上	
同上	胆海共第13号共同漁業 権漁場区域	同上	30隻以内	同上	同上	同上	
同上	胆海共第15号共同漁業 権漁場区域	同上	50隻以内	同上	同上	同上	
同上	胆海共第17号共同漁業 権漁場区域	同上	50隻以内	同上	同上	同上	
同上	胆海共第19号共同漁業 権漁場区域	同上	30隻以内	同上	同上	同上	
同上	胆海共第21号共同漁業 権漁場区域及び苫小牧 港接続区域		30隻以内	同上	同上	同上	
同上	胆海共第22号共同漁業 権漁場区域及び苫小牧 港港湾区域		20隻以内	同上	同上	同上	
同上	胆海共第23号共同漁業 権漁場区域及び苫小牧 港港湾区域		30隻以内	同上	同上	同上	

北海道胆振総合振興局告示第 7 号

漁業法(昭和24年法律第267号)第58条において読み替えて準用する第42条第1項の規定により、北海道漁業調整規則(令和2年北海道規則第94号)第5条第1項に掲げる小型機船底びき網漁業(貝けた網漁業)(胆振総合振興局管内沖 合海域)について、その許可又は起業の認可をすべき船舶等の数及び及び船舶の総トン数その他制限措置並びに許可又は起業の認可を申請すべき期間を次のとおり定めた。

令和6年(2024年)1月31日

北海道知事 鈴木 直道

		制限措置	 - 許可又は起業の認可	備考			
(1)漁業種類	(2)操業区域	(3)漁業時期	(4)許可又は起業 の認可をすべき船 舶等の数		(6)漁業を営む者の資格	を申請すべき期間	V#I → →
	胆海共第13号共同漁業 権漁場区域	7月1日から翌年4月30日 まで。 ただし、上記期間のうち 行使承認証に記載され た操業期間とする。		満。 ただし、操業国 とする使規則にする を を を は は は は は は は は は は は は は は は は	住所を有する者 2. 操業区域に対象とする 魚種を内容とする共同漁業 権漁場区域を含む場合は、 当該漁業権又は組合員行	令和7年1月31日までただし、令和6年3月1日以降の申請にあっては、毎月末時において提出のあった申請をとりまとめの上、審査を行う。	4. この公告に係る許可には、おおむね次に掲げる内容の条件を付
同上	胆海共第15号共同漁業 権漁場区域	同上	10隻以内	同上	同上	同上	
	胆海共第17号共同漁業 権漁場区域	同上	30隻以内	同上	同上	同上	
小型機船底びき網漁業 (ほっきがい及びさらが い)	胆海共第19号共同漁業 権漁場区域	同上	40隻以内	同上	同上	同上	
(ほっきがい、えぞばか	胆海共第1号共同漁業権 漁場区域及び苫小牧港 接続区域	同上	30隻以内	同上	同上	同上	
	胆海共第3号共同漁業権 漁場区域及び苫小牧港 港湾区域		60隻以内	同上	同上	同上	
同上	胆海共第5号共同漁業権 漁場区域	同上	70隻以内	同上	同上	同上	
司上	胆海共第7号共同漁業権 漁場区域	同上	20隻以内	同上	同上	同上	
同上	胆海共第9号共同漁業権 漁場区域	同上	30隻以内	同上	同上	同上	
司上	胆海共第11号共同漁業 権漁場区域及び室蘭港 湾区域		21隻以内	同上	同上	同上	
同上	苫小牧港港湾区域	同上	7隻以内	総トン数15トン未	同上	同上	